

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の概要

I 背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）や、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供等の届出（第 38 条の 2）の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者（以下「MVNO」という。）と第二種指定設備設置事業者との間の、接続や卸電気通信役務の業務の状況についての調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加するとともに、第二種指定設備設置事業者がデータ伝送交換機能に関し取得すべき金額の算定方法を追加する等の省令改正を行う。

II 概要

1. 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

(1) 接続約款記載事項の追加（第 23 条の 9 の 5）

データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とする次の事項について、提供条件の透明性等を確保し、接続を円滑に行えるようにするため、第二種指定電気通信設備に関する接続約款への記載事項を追加する。

- ①標準的な役務利用管理システム（電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにそれらに関する情報の管理を行うためのシステム）の機能及び料金
- ②SIM カードの種類ごとの機能
- ③第二種指定設備設置事業者の電気通信役務の提供に生じた障害に関する情報の接続事業者への通知責任

(2) 卸電気通信役務の提供の業務に関する届出事項の追加（第 25 条の 7）

第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供条件のうち、卸電気通信役務の提供を受ける者の業務に与える影響が大きい役務利用管理システム及びSIM カードの機能、料金、提供条件等について、総務省における不当な差別的取扱い等の検証可

能性を確保するため、総務大臣に対する届出事項に追加する。

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）

（1）データ伝送交換機能の区分（第 4 条第 2 項）

データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素ごとに接続料の算定方法を定めるため、以下の区分を設ける（②及び③は、今般新たに第二種指定電気通信設備接続料規則に位置づけ。）。

- ① ②③以外のもの
- ② 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの（回線管理機能）
- ③ SIM カードの提供に係るもの

（2）データ伝送交換機能の接続料の算定方法（第 13 条）

データ伝送交換機能の接続料の単位について、第 4 条第 2 項に掲げる区分に応じて以下のとおりとする。

- ① （1）①の接続料 回線容量（従来どおり）
- ② （1）②の接続料 回線数
- ③ （1）③の接続料 SIM カードの枚数

また、（1）③の SIM カードの提供に係る接続料については、接続会計に基づく通常の算定方法の他に、以下の方法を用いることもできる（第 2 項）。算定方法は、翌算定期間においても、同じ算定方法を用いることとする（第 3 項）。

$$\begin{aligned} \text{原価} &= (\text{SIM カードの調達費用}) \\ &\quad + (\text{SIM カードの管理及び提供に要する費用として合理的に算出したもの}) \\ \text{利潤} &= (\text{SIM カードの提供から接続料の収納までの運転資本}) \\ &\quad \times ((1) \text{ ①の接続料の利潤} / \text{レートベース}) \end{aligned}$$

（3）接続料の計算等（第 16 条）

第二種指定設備設置事業者は、毎事業年度の接続会計を整理したときに、その結果等と通信量等の実績値に基づいて、接続料を計算する（第 1 項。SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による接続会計によらない算定方法により算定する場合も、同様に毎事業年度、接続料を計算することとする。）。

接続料を変更した際には、遡及精算を行わなければならない（第 2 項）が、SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による算定方法により算定する場合には、遡及精算を行う必要はないこととする（第 3 項）。

Ⅲ 施行日等

施行日及び経過措置について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日以降である接続料の算定から適用する。ただし、SIM カードの提供に係る接続料は、平成 30 年 4 月 1 日以降の接続料から適用する。
- (3) 改正を受けた、接続約款の変更の届出は施行日から 3 月以内に、卸電気通信役務の変更の届出は施行後遅滞なく行うこととする。

Ⅳ その他

その他、以下のとおり、電気通信事業法施行規則、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の改正を行う。

【電気通信事業法施行規則】

- 第二種指定電気通信設備に関する接続料のうち、接続事業者の請求に応じて個別に開発する機能や、開発に要した費用を事業者数などで案分する機能であるため、あらかじめ接続約款にその実額を記載できないものについて、機能ごとの案分方法を含む算定方法を接続約款記載事項と規定（第 23 条の 9 の 3）
- 第二種指定電気通信設備接続料規則への特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの及び SIM カードの提供に係る接続料算定方法の規定と併せ、総務省における当該接続料の適正性の検証可能性を確保するため、当該接続料の算定根拠様式を整備（様式第 17 の 4 の 2～様式第 17 の 4 の 7）

【電気通信事業報告規則】

- 第二種指定設備設置事業者の特定関係法人による卸電気通信役務の報告事項について、役務利用管理システム及び SIM カードに関する機能、料金、提供条件等を追加（第 4 条の 5）

以上